

消防団員と消防法

第 2 条〔消防法〕

平成 19 年 10 月 24 日

【用語の定義】

(抜粋)

第2条 この法律の用語は下の例による。

- 8 消防隊とは、消防器具を装備した消防吏員若しくは**消防団員**の 1 隊又は消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 30 条第 3 項の規定による都道府県の航空消防隊をいう。

第 25 条〔消防法〕

【応急消火等及び協力の義務等】

第25条 火災が発生したときは、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者は、消防隊が火災の現場に到着するまで消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならない。

- 2 前項の場合においては、火災の現場附近に在る者は、前項に掲げる者の行う消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に協力しなければならない。
- 3 火災の現場においては、消防吏員又は**消防団員**は、当該消防対象物の関係者その他総務省令で定める者に対して、当該消防対象物の構造、救助を要する者の存否その他消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要な事項につき情報の提供を求めることができる。

第 28 条〔消防法〕

【消防警戒区域の設定等】

第28条 火災の現場においては、消防吏員又は**消防団員**は、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。

- 2 消防吏員又は**消防団員**が火災の現場にいないとき又は消防吏員又は**消防団員**の要求があったときは、警察官は、前項に規定する消防吏員又は**消防団員**の職権を行うことができる。
- 3 火災現場の上席消防員の指揮により消防警戒区域を設定する場合には、現場に在る警察官は、これに援助を与える義務がある。

第 29 条〔消防法〕

【消防長等の消火活動中における緊急措置等】

第29条 消防吏員又は**消防団員**は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のために必要があるときは、火災が発生せんとし、又は発生した消防対象物及びこれらのものの在る土地を使用し、処分し又はその使用を制限することができる。

- 5 消防吏員又は**消防団員**は緊急の必要があるときは、火災の現場附近に在る者を消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

第 30 条の 2〔消防法〕

【都道府県が市町村の消防を支援する場合の準用】

第 30 条の 2 第 25 条第 3 項、第 28 条第 1 項及び第 2 項並びに第 29 条第 1 項及び第 5 項の規定は、消防組織法第 30 条第 1 項の規定により都道府県が市町村の消防を支援する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「消防吏員又は**消防団員**」とあるのは、「消防吏員若しくは**消防団員**又は航空消防隊に属する都道府県の職員」と読み替えるものとする。

第 40 条〔消防法〕

【罰則】

第 40 条 次の各号の一に該当する者は、これを 2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 26 条第 1 項の規定による消防車の通過を故意に妨害した者
 - 二 **消防団員**が消火活動又は水災を除く他の災害の警戒防禦及び救護に従事するに当たり、その行為を妨害した者
 - 三 第 25 条(第 36 条において準用する場合を含む。)又は第 29 条第 5 項(第 30 条の 2 及び第 36 条において準用する場合を含む。)の規定により消火若しくは延焼の防止又は人命の救助に従事する者に対し、その行為を妨害した者
- 2 前項の罪を犯した者に対しては、情状により懲役及び罰金を併科することができる。但し、刑法に正条がある場合にはこれを適用しない。
- 3 第 1 項の罪を犯し、因って人を死傷に至らしめた者は、本法又は刑法により、重きに従って処断する。